第１回 総合教育会議　議事録

１　構成員

長南町

町長　　　　　　　　　平　野　貞　夫

長南町教育委員会

教育長　　　　　　　　片　岡　義　之

教育委員長　　　　　　中　村　尚　子

教育委員長職務代理者　大　森　文　子

委員　　　　　　　　　白　井　美喜夫

委員　　　　　　　　　東　條　元　樹

２　事務局等

教育委員会

学校教育課長　　　　　永　野　真　仁

学校教育課主幹　　　　浅　生　博　之

生涯学習課長　　　　　石　野　　　弘

給食所長　　　　　　　中　村　義　貞

開会

＜浅生主幹＞

ただ今から平成２７年度第１回総合教育会議を開催する。開催に先立ち町長より挨拶をお願いする。

町長あいさつ

＜平野町長＞

あらためて　みなさん、こんにちは

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げる。

本日はお忙しい中、平成２７年度第１回長南町総合教育会議にご参加いただき、感謝する。

本会議は、平成２７年４月１日から施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する法律」により、全ての地方公共団体に設置が義務づけられた。

本会議の設置の趣旨は、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進することである。

今回の法改正で町長が教育行政に果たす責任や役割が明確になっており、従来から教育行政の執行に当たっては教育委員会の専権事項を除き、町長と教育委員会とで協議しながら、また、連携しながら進めてきたところであるので、今後もそういうスタンスで臨んでいきたい。

本日は、長南町総合教育会議運営要綱、大綱の策定について、意見交換、ご協議いただきたい。

本会議が、本町の教育行政のさらなる充実・発展に寄与することを期待し、簡単ではあるが、開会に際してのあいさつとさせていただく。

どうぞよろしく。

＜浅生主幹＞

これより議事に入りたいと思う。進行については、平野町長によりお願いしたい。

＜平野町長＞

それでは議事に入りたいと思う。最初に総合教育会議の運営方法等についてである。この方法等について事務局からの説明を求める。

＜浅生主幹＞

それでは総合教育会議の運営方法等について、資料の１，２，３でご説明したいと思う。資料の１であるが、最初に総合教育会議の概要について説明させてもらう。

一つ目、総合教育会議の設置の趣旨である。教育に関する予算の編成ないし、執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題や、あるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置するものである。

２の総合教育会議の位置づけであるが、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場であり、調整がついた事項は、それぞれ尊重義務を負うものである。

３の構成ですが、（１）会議は首長と教育委員会により構成される。（２）必要に応じて、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。（３）会議は、首長が招集する。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、会議の招集を求めることができるとされている。

４の協議・調整事項については、（１）教育の大綱の策定に関して協議する。（２）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について協議する。（３）児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について協議する。

次に５番の調整がついた事項についてであるが、総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、構成員である首長と教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければならないこととする。合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないということである。

６の協議できない事項については、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については協議すべきではないとされている。

７の会議の公開、議事録の作成公表・非公開についてであるが、総合教育会議は原則公開とする。首長は、会議終了後、遅滞なく会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する場合や、新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合は非公開とすることができるとされている。

８の会議の開催回数であるが、総合教育会議は首長あるいは教育委員会が協議したい事項ができた時、あるいは、緊急事態が生じた時に、臨時開催されるものであり、開催回数は当該自治体の首長と教育委員会の意志によって決められるものとされている。

９の事務局であるが、総合教育会議の運営にあたり開催日時の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、首長が総合教育会議を設け、招集するとしていることに鑑み、首長部局で行うことが原則となっているが、各地方公共団体の実情に応じ教育委員会事務局に委任又は補助執行させることができるものである。本町については、教育委員会に対する事務委任規則で総合教育会議の運営に関することについては、教育委員会に委任されているところである。それにより、教育委員会が事務局となっている。

次に資料２についてであるが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋したもので総合教育会議を開催するための根拠法令となっている。これについては参考に添付したので、内容は確認してもらいたい。

資料３、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議で定めることとなっているので、この運営については今回（案）ということで提案させていただくが、制定についてお願いしたいと思う。

まず、「長南町総合教育会議運営要綱（案）」に（趣旨）とあるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第９項の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めようとするものである。２条の会議では町長は会務を総理し、会議の議長となる。３条では会議の傍聴についてであるが、会議を傍聴しようとする者は町長に申し出なければならない。２項として、会議の傍聴については、長南町教育委員会傍聴人規則の定めるところによる。４条の議事録については、町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。主にホームページ等で掲載する予定です。前項の公表は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第６項ただし書の規程に基づき会議を公開しないこととした間の審議に係る部分については、適用しない。議事録に記載する事項は、次のとおりで（１）出席者の氏名（２）説明等のため出席した者の氏名（３）議題及び議事の大要（４）その他町長又は会議において必要と認めた事項である。５条庶務については、教育委員会学校教育課において処理するもので、施行期日は本日平成２７年７月２２日から実施するものである。１点目の運営方法については、以上、この資料３の教育委員会運営要綱について、協議をお願いしたいと思う。よろしくお願いしたい。

＜平野町長＞

今の運営方法等についての会議の概要、要綱（案）の説明があったが、何かご意見等あるか。

＜大森職務代理＞

第４条、これを公表するものとする。公表については主にホームページにて公表予定であるということで良いか。

＜浅生主幹＞

公表する場合はホームページで公表である。

＜大森職務代理＞

主にということは、主じゃなくて、その他があると思うが、その他のことは考えているのか。

＜浅生主幹＞

広報紙等も考えられるが、ホームページを主に公表したいと考えている。

＜大森職務代理＞

ということは広報紙でも公表するということか。

＜浅生主幹＞

はい。大綱等もあるので、これから協議してもらうが、決定したら、概要になるかもしれないが、載せる場合もある。今のところ決定していないが、考えられる。

＜大森職務代理＞

このことについては今後、もう少し検討していくということ。

＜浅生主幹＞

ホームページには議事録等載せることは考えている。

＜大森職務代理＞

わかった。

＜平野町長＞

広報紙だとスペースが限られてしまう。

＜浅生主幹＞

町長が言われたように、（広報紙では）大綱の要点と言うか、全部掲載は難しいと思う。

＜平野町長＞

そうは言ってもわかりやすいように。他に何かあるか。

＜大森職務代理＞

なぜ私が質問したかと言うと、ホームページというのは何割くらいの人が見ることができるのかと疑問に思っているのが一つ。それから第３条に会議を傍聴しようとするものは申し出なければならないと書いてある。会議を傍聴するには傍聴しようとする人たちが、会議を知らなければならないと思うので、そうした場合にホームページだけだと、ちょっと物足りない、疑問を持ったので質問した。今後それらについては話し合って良い方向に持っていってくれると思うが、一応疑問に思ったのでお話させてもらった。

＜平野町長＞

そういうことを含めて対応してもらいたい。他に何かあるか。

＜委員一同＞

特になし。

＜平野町長＞

それでは要綱の制定についてであるが、要綱は案のとおりでよろしいか。

＜委員一同＞

　了承

＜平野町長＞

よろしいということであれば本日付で施行してもらいたい。それでは議事（１）の、運営方法等については終了する。続いて、（２）の教育の大綱（案）について説明を求める。

＜永野課長＞

それでは大綱（案）について、私から説明させてもらう。事前に大綱（案）をお配りして、目を通してもらった。初めに長南町第４次総合計画を見てもらいたい。教育に関わる部分について、これを元に大綱の作成にあたった。第１回の会議の中で決定をみるというわけではない。今後１年をかけて最終的なものに仕上げていければということで提案したいと思う。現在、３カ年実施計画の策定が進むところであるし、また、長南町過疎地域自立促進計画の事業計画も作成にそろそろ取り掛かる時期であるので、先ほどふれた第４次総合計画と合わせて大綱の内容も少しずつは変えていかなければならないとご理解いただきたい。小さい部分については、毎年第２回の会議の中で見直しを図る。また、大きく改訂を図るのは３～４年に１回は様々な見直し、大きく改訂の必要があろうと考えているところである。それでは大綱の１ページ目を見てもらいたい。事前に配らせていてもらったわけだが、全１１ページにおよぶ大綱であるので、一言一句確認するのは難しいと思われるし、また、お配りしたものの、つい先日まで内容の検討を続けてまいたので、本日の資料をもって最終提案資料と考えていただきたい。今後については、定例会等の中でご意見をもらい、加除修正を進めていき、第２回の総合教育会議の中で決定を諮りたいと考えている。

１ページ目にあるように長南町の将来像と基本理念というところから、まず大綱を考えた。将来像にあるように、「自然が誇り、住むことが誇り、元気な町　長南」という将来像の実現に向けた施策ということで教育・体育・文化、（５）人と文化が輝く人間性豊かなまちということで、大綱に盛り込んだ。生涯にわたり自己を高めようとする住民の意識等に大した芸術・文化活動、生涯学習、体育・スポーツ活動の積極的な展開を図る。また、将来の町を担う大切な子供たちが、心豊かでたくましく、常に成長する気持ちを持ち続けられる大人に育つ長南町を目指す。それを受けて、２ページ目の方へ進む。先ほどの教育・体育・文化を細分化すると、幼児教育に始まり伝統文化までの項目となる。初めに幼児教育であるが、各小学校との連携強化に重点をおいて進めていく。２つ目、ここがメインになるが、学校教育に関して「生きる力」を育む、「小集団を生かした教育」また「大集団による教育の工夫」、個性が見える特色ある学校づくり、安心して学べる安全な学校づくりに努めていきたい。生涯学習について、こちらの生涯学習は町民の学習ニーズに柔軟に対応した多様で豊かな学習内容と学習機会の拡充に努める。青少年の健全育成に関しましては、各種団体・家庭・学校・地域の連携に重点をおく。体育・スポーツに関しましては、町民が年齢・体力に応じた体育スポーツ活動、健康づくり活動を支えていけるような取り組みに重点を置く。最後に伝統文化については、町民が資源の重要性、希少性を理解し、保全・継承活動に直接的に関わっていけるように重点をおいていきたいと考えている。３ページ以降については、幼児教育の部分は省いて、学校教育の充実の部分から現状と課題の把握、その後、それに対する施策ということで、それぞれに示した形となっている。一つ例にとると、学校教育の充実の中では過疎化・少子化により児童生徒の減少が顕著である。児童生徒一人一人に目の行き届いた教育が可能となる反面、切磋琢磨する機会が減少し、社会性の育成が課題となっている。そこで、４小学校の統合、小中一貫型の教育の実現に向けて現在準備を進めている。統合に合わせて英語教育、ICT教育の充実を図りたいと考えている。また、不登校・いじめの未然防止と、早期発見に向けた適切な取り組みを図っていきたいと考える。特にいじめ等については、何かあった場合には臨時の総合教育会議の開催になるが、もちろんそのような臨時の会議を開かず済むように様々未然防止に力を入れる。４ページ、５ページについては、このような現状を受けて施策を記載した。現段階で、ご意見等、こういったものを盛り込んだ方が良いというのがあったら伺っていきたい。

＜平野町長＞

大綱（案）についての説明があったが、今の時点で気が付いたところのご意見等をいただければと思う。これは今後修正をかけながら、次の会議に大綱として決めていくということか。

＜永野課長＞

基本的に年度内には最終的なものが仕上がるようにもんでいきたい。そのために総合教育会議の回を重ねるわけにもいかないので、大変申し訳ないが、それぞれ資料をご覧になってご意見をもらえればと思う。定例の会議が毎月あるので、申し訳ないが、そちらの中でご意見をもらえればと考えている。

＜大森職務代理＞

２ページに項目が６つ上がっているが、そのうち幼児教育を抜いた後の５つについて詳細に計画が立っているが、幼児教育はとても大事なことだと思う。幼児教育だけこの程度で終わってしまうのは残念。住むことが誇りとたくさん書いてあるのに、どうして幼児教育について何も計画がないのかと思う。たとえ数行でも良いから幼児教育を大事にしている教育委員会だというのが出てくると良いと思う。住みよい町にということで、若いお母さん方がいろんなことをやっている。そういう若いお母さんたちの努力などが実るように、あるいはたくさんの若い人たちが長南町に入ってきてもらえればと思っている。少し幼児教育も入れてほしいという希望がある。

＜永野課長＞

私も非常に大事だと思うが、本町に公的な幼稚園がなく、保育所はある。保育所は保健福祉課が管轄になる。教育委員会として、大綱をまとめる中で幼児教育の大切さはわかるものの、委員会として施策を立てられなかったので抜いている。もちろんそこも含めてご意見をいただきたかったが、説明不足で申し訳ない。ここは私も迷ったところである。

＜片岡教育長＞

大森委員さんの考えはよくわかる。そこで今回の総合教育会議ができた。町長さんは教育委員会の立場、保健福祉課の立場を超えて全体をみる。幼児教育と小中の壁を作らないように連続した教育ができるように、この会議場でいろいろなことを考えてやる。他の町村によれば子ども課というのを作ればどうかという考えもある。いろいろな考えがある。生まれてから中学校卒業までの切れ目のない計画の中でのしつけを含めた教育ができるようになる。そこに期待があって、総合教育会議ができた。今の疑問、要望は同じ長南町の大事な部分も一緒にやっていこうという思いは誰もが思っている。ただ今現在は小中の壁をなくすための大きな課題をやっている。小中一貫型の教育を進めていく。別におろそかにしたわけでない。

＜大森職務代理＞

それはよくわかるが、意見として幼児教育を推進すると書いてある。推進するというのをどういうふうに捉えているのかと思った。私立の幼稚園は町内にあり、私立だから全く町の教育委員会が関係ないというわけではなくて、やはり連携して話し合って欲しい。私立の子ども達も小学校に入学してくる。本町には公的な幼稚園はないけれど、記載されているのに、何もないのが残念。

＜白井委員＞

この総合教育委員会議は町長さんがトップに座っている。役場の全課のトップである。保健福祉課とかいうくくりはないはず。教育委員会は小学校からの、町長さんは保健福祉課の管轄。これは総合教育会議だから、今大森委員が言われたように、今長南町が置かれている立場から考えると、オール長南町役場で考えないと解決できない。子どもを増やすのにはオール長南町役場で考えないといけない。子どもの小学校に上がる前の教育はやっていかないと、即小学校というのは無理がある。

＜大森職務代理＞

やっぱり幼稚園がないからというのではなく、ここでやっていかないと片手落ちだと思う。幼児教育だけ抜けているのは、せっかく載せたからには何かの形で載せられると良い。

＜永野課長＞

大変貴重なご意見でありがたいと感じた。今のご意見の中にあったように、この部分は保健福祉課の方にも策定に関わってもらいたいと思った。できれば時間をもらって書き加えたい。

＜大森職務代理＞

幼児教育は今、保健福祉課で一生懸命にやってくれているが、町の中に学童保育をやっていて、社会福祉協議会も関わっているから全体としてやっていったらどうかと思う。

＜平野町長＞

今も話があったが、総合計画の策定はちょっと問題がある。教育も幼児から始まっているわけだから、幼稚園だって、私立があるけれど就園奨励費等で助成しているのだから、保育所は昔幼稚園と保育所があって、それを一本化し、実際は保育所でありながら幼児教育の一端も担っている。今後教育を保育所の中に取り入れていくかも検討して欲しい。そういった面で入れるとしたら、結構たくさん入れられると思うので議論して欲しい。そういう形でよろしいか。

＜大森職務代理＞

ぜひお願いしたい。

＜平野町長＞

他にあるか。

＜大森職務代理＞

読んでおいてもし何かあったら定例会で発言するということで良いか。特別に教育委員会議の定例委員会の議事としてとりあげるということはないか。

＜永野課長＞

はい。総合計画自体が平成２３年度から３２年度までとなっているので、内容的には、ずれてきているので、そのあたりは修正しながらやっていく。

＜平野町長＞

基本計画は何年までか。

＜永野課長＞

２７年までである。

＜平野町長＞

それではまだ期間があるようなので、各自で見てもらって修正をしていくということで良いか。

＜委員一同＞

　了承

＜平野町長＞

そういうことで進めていきたいと思う。それでは、３番の今年度の協議事項について事務局からの説明を求める。

＜浅生主幹＞

資料４ということで会議におけるスケジュール案についてであるが、平成２７年度については、今日が第１回目ということで、運営方法等の決定と大綱の協議を行ってもらった。次の第２回目は１０月になるかと思うが、教育大綱の決定及び平成２８年度の教育施策等についてということで、予算編成に向けた教育施策に係る協議をお願いすることになると考えている。ただ、大綱の決定が第２回目で決定されない場合は、また年度末に開催する場合も考えられるので、よろしくお願いしたい。また、平成２８年度以降については、予算編成前と年度末の年２回になると考えている。以上。よろしくお願いしたい。

＜平野町長＞

このスケジュール（案）のとおりで良いか。

＜白井委員＞

一つよろしいか。１０月頃の第２回の予定で教育大綱の決定となっているが、この総合教育会議は決定機関ではないのでは。

＜浅生主幹＞

大綱については総合教育会議で決めることとなっている。

＜白井委員＞

決定機関でも諮問機関でもないのだから、大綱ができあがったら「報告」じゃないのか。ここで決定するのか。最初に１ページ目総合教育会議の位置づけの中で諮問機関でも決定機関でもないとなっている。

＜大森職務代理＞

言葉を替えたらどうか。「まとめ」とか。「決定」というとキツイから。

＜白井委員＞

別のところで決定されていて総合教育会議で「報告」だったらわかるが、（案）をここに持ってきて、ここで決定というのは会議の位置づけに合わないような。

＜平野町長＞

これは新教育委員会制度の中で、唯一決められる事項ではないのか。決定できる事項ではないのか。

＜浅生主幹＞

大綱は首長が定めることとなっているので、この中で協議して町長が定める事項。

＜大森職務代理＞

１ページの位置づけに書いてある「決定」とは違うような。紛らわしい。

＜平野町長＞

誤解を招く可能性がある。それをもう一度、法的根拠を確認しておいてもらいたい。白井委員、事務局でもう一度確認して、必要があればここの文言を替えるようにするので。では、協議事項については以上で良いか。では、（４）その他について何かあるか。

＜大森職務代理＞

いろいろな方からわからない質問を受けるが、（旧町営住宅）跡地の関係で、若いお母さん方が「私、家を建てたいんだけど」とか「家を借りたいんだけど」と相談を受け、「長南町に空き家がたくさんあるそうよ」と話すが、なかなか空き家を貸してくれないと聞いている。それから、今の（旧町営住宅）跡地の話だが、どのくらいの広さで何区画あるかを知りたいそうである。

＜平野町長＞

だいたい２００㎡くらいで１３区画である。

＜平野町長＞

特に若い世代に住んでもらいたいと思っている。定住促進の助成制度を活用する。２００㎡６０坪くらい。空き家はあるが、空き家登録をしてくれない。住宅政策については、できるだけ住もうとしている人たちに何らかの対応をしていかなくてはと思っている。せっかく長南町に住みたいと言ってくれている、それはしっかりと対策を練っていきたいと思っている。他に何かあるか。

＜中村委員長＞

縦割り行政の中で、社会福祉協議会が関わっている保健福祉分野がたくさんあるが、なかなか町の方でも立ち入れない部分があって、運営は既に二十数年されている訳だが、（学童保育に）預けている保護者からの不安の声がひっきりなしにきている。それを社会福祉協議会や保健福祉課にお話はするが、全く改善が見られない。教育委員会としては立ち入れない分野かもしれないが、町長さんも含めて、今回この会議が開かれた中でそういった細々とした部分までも、今夏休み中で日中ずっとあそこで過ごす子どもがかなりいるわけで、少子化でも保護者の労働のこともあるから、どうしても預けることになる。せっかくおじいちゃん、おばあちゃんがいるお宅で宿題もみてもらえる、遊んでももらえる、そういうことができている中で、一日中あそこに預けられっぱなしのご家庭が多いわけで、もうちょっと・・・。なかなか協議をする場が、社会福祉協議会と町の方に意見交換や要望等を保護者が伝える機会がないと言うので、保護者の方からぜひそういった機会にと最初に言われているので。

＜平野町長＞

了解した。基本的には学童保育は町の事業である。担当は保健福祉課だけど、その町の事業を社会福祉協議会に事業委託している。だから、町の指導、助言を元に社会福祉協議会が運営している。そういう解釈で良いと思う。だから、学童保育の内容の充実、要望は町当局に言って来てもらうと。まずそれをやってもらって、それから町の方で社会福祉協議会へ指示、指導するという形になると思う。

＜中村委員長＞

町民の方は保健福祉課がただの窓口っていう感覚で捉えている方が多くて、いろんな問題が出るが、なかなか風通しが悪くて、それがもう二十年ぐらい続いている。一度踏み込んでそういった場を設けてもらって声も聞かなくてはいけないし、子ども達は大人が何人かいる中で三者三様いろんなことを言うらしい。そうすると誰に従ったらいいかわからない。中でいじめが起きたりだとか、仲間外れにされたりとか、そういう事が起きた時でも社会福祉協議会の中では何もされないし、そういう相談が頻繁にある。

＜平野町長＞

了解した。運営を委託していれば、運営事項について社会福祉協議会の責任に基づいて処理されると思うので、社会福祉協議会の学童保育事業の姿勢、体制がうまくいってないのかなと、今話を聞くと思うので、そういったところをきちんと指導させてもらう。

＜中村委員長＞

よろしくお願いしたい。

＜大森職務代理＞

すいません。今、学童保育の話が出たが、社会福祉協議会から教育委員会を通じて夏休み中に各学校に指導者の要請をしたようで。私ども更生保護女性会として、保育所と学童のお手伝いを夏休みにしようということになっていて、今年初めての試みですが、両方に夏休みに何日か入る。それで、各学校から４名学童保育に夏休み入ってくれると知ったが、（委員会は）知っているか。

＜永野課長＞

募集中ということで、社会福祉協議会局長から連絡があったので、各学校に連絡をとって、（福祉協議会に）直接申し込んでもらいたいと伝えた。支援員の方が申し込んだというのはちゃんと報告を受けている。

＜大森職務代理＞

長南中から２人、東小１人、西小１人の合計４人だそうである。それで、これはどういう職の人か

＜永野課長＞

学習支援員である。普段授業の支援として入ってもらっているが、夏休み中は仕事がないので、収入源も絶たれてしまう。そこで、お話をもらったときに結構喜んでもらえた。また興味を持ってくれた方も多かった。

＜大森職務代理＞

今のところ、私の方で把握している方は４人ということを聞いている。私たち（更生保護女性会）はもちろんボランティアだから、行ってお手伝いをするということで計画中である。社会を明るくする運動の推進委員さん、更生保護女性会の方たちの中から学童保育のお手伝いに行かせてもらう。よろしくお願いしたい。また、いろいろ学校関係の方にあいさつ運動だとか、見守り活動だとかやらせてもらうので頑張っていきたい。

＜平野町長＞

いつもボランティアで活動してもらってすみません。ありがとう。

＜片岡教育長＞

今の話の中で、しっかりした男の人が欲しいという話があったので、渡邉文良元校長先生にお願いした。１週間行ってもらって、子ども全体を見ながら有効な活動を考えてくれと話してあるので、内容を変えていくのではないか。

＜大森職務代理＞

この間の話では、学校から支援員と今までやっていた方と話し合って、今まではプログラムのようなものはなかった。自由で、だからいろいろと問題も起こってくると思う。何時から何時までは勉強で、何時から何時までは遊びで、何時から何時まではボランティアによる支援などと計画を立ててくれたので、少し良くなるのではと思っている。

＜片岡教育長＞

校長あがりがきちんと見てくれる。

＜平野町長＞

あと何かあるか。

＜浅生主幹＞

先ほどの白井委員さんの大綱の決定の関係であるが、決定機関ではないということで、地方教育行政の法律では、大綱の策定等について地方公共団体の長は地域の実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする、と町長が定めることとなっている。大綱を定めようとする時は予め総合教育会議で協議するものとすると法律でなっている。決定というのはやはり削っている。最後は首長が決定となっている。２回目の時は決定ではなく策定という文言に替えさせてもらいたいと思う。以上。

＜平野町長＞

了解した。この会議では大綱の策定についての協議で最終的にそれを踏まえて首長が決定ということで良いか。では、これで議事は終わりとする。

＜浅生主幹＞

では、以上で第１回総合教育会議を終わりにする。御協力に感謝する。